

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	福祉情報システム 障害児福祉手当事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの障害児福祉手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市

## 公表日

令和3年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、一定の要件を満たした障害のある方に、特別障害者手当を支給している。  特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①法第19条(法第26条の5において準用する場合を含む。)の特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当に係るものに限る。)
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児福祉手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一第47項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の2、87項)  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第67、69項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障害者福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:福祉局障害者福祉センター 住所:兵庫県神戸市中央区橘通3丁目4-1 総合福祉センター3階 電話番号:078-341-2505

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	表紙／評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事後	
平成29年4月3日	I 5. ①部署	保健福祉局障害福祉部障害福祉課	保健福祉局障害福祉部障害者支援課	事後	
平成29年4月3日	I 5. ②所属長	障害福祉課長 今西敏男	障害者支援課長 三浦久美子	事後	
平成29年4月3日	I 8. 連絡先	部署名:保健福祉局障害福祉部障害福祉課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	部署名:保健福祉局障害福祉部障害者支援課 住所:兵庫県神戸市中央区東町113-1 大神ビ	事後	
平成29年4月3日	II 1. いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月23日時点	事後	
平成29年4月3日	II 2. いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月23日時点	事後	
平成30年4月27日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、12、1	事前	
平成30年4月27日	I 5. ②所属長	障害福祉課長 三浦久美子	障害者支援課長 奥谷由貴子	事後	
令和1年6月28日	法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、12、1	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の)		前回ファイルに変更箇所の記録なし
令和1年6月28日	所属長の役職名	障害者支援課長 奥谷由貴子	障害者支援課長		前回ファイルに変更箇所の記録なし
令和1年6月28日	時点	2018/4/16	2019/4/1		前回ファイルに変更箇所の記録なし
令和1年6月28日	リスク対策	なし	追加		前回ファイルに変更箇所の記録なし
令和3年2月28日	評価実施機関における担当部署	障害支援課	障害者福祉センター	事後	所管替え時に変更していなかったため再実施に合わせて
令和3年2月28日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	障害支援課	障害者福祉センター	事後	所管替え時に変更していなかったため再実施に合わせて
令和3年2月28日	対象人数・取扱者数	(人数区分に変化はなし)		事後	再実施に伴う時点の変更